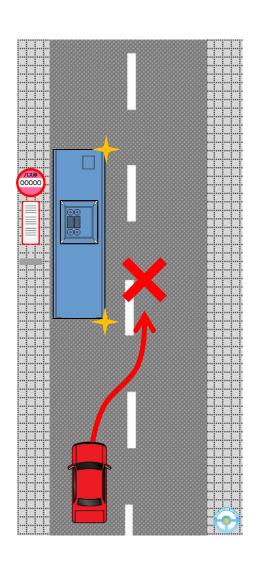
ノベスなどへの対応



発進妨害の禁止 (道路交通法 第31条の2)



乗客の乗降のため停留所で停止している 乗合自動車が、発進の合図をしたときは、 後続車は乗合自動車の発進を妨げてはい けません

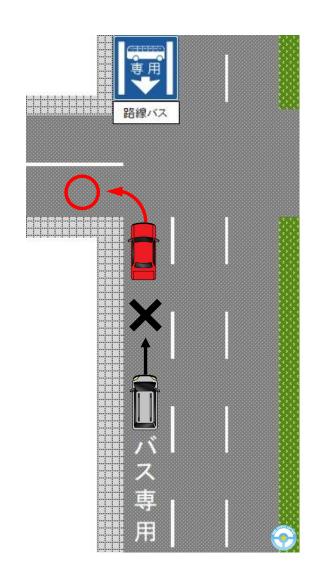
乗合自動車とは

- 路線バス
- ・送迎バスや介護事業者が行う介護タクシーなど 特定の範囲の乗客のみを目的地へ運送する自 動車で有償のもの

(道路運送法 第3条第1号イ・第2号)



専用通行帯指定道路 (道路交通法 第20条)



標識や標示によって路線バスの専用通行帯 が指定されている道路では、路線バス以外 の車は、専用通行帯を通行してはいけません

しかし、右左折する場合や工事中のためやむ を得ない場合は、専用通行帯を通行すること ができます

専用通行帯が最も左側に指定されているとき

- ・小型特殊自動車
- ·原動機付自転車
- ·軽車両

は、通行することができます



優先通行帯指定道路 (道路交通法 第20条の2第1項)



標識や標示によって路線バスなどの優先通行帯が指定されている道路では、路線バスなど以外の車も専用通行帯を通行することができます

しかし、右左折する場合や工事中のためやむを得ない場合以外は、次のルールを守らなければなりません

- ① 路線バスなどが近づいてきたときは、速やかに 優先通行帯から出なければなりません
- ② 渋滞等で、路線バスなどが近づいてきても優先 通行帯から出られなくなるおそれがあるときは、 初めから優先通行帯を通行してはいけません

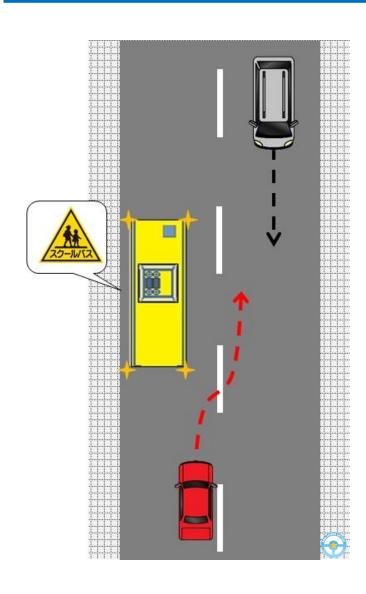
路線バスなどとは

- ·乗合自動車
- ・通学通園バス
- ・公安委員会が指定した自動車

(道路交通法施行令 第10条)



停止中の通学通園バスの側方を通るとき (道路交通法 第71条2の3号)



児童や幼児などが乗降のために停止している 通学通園バスのそばを通るときは、徐行して安 全を確かめなければなりません



児童とは、6歳以上13歳未満をいいます 幼児とは、6歳未満をいいます

(道路交通法 第14条第3項)



後方からだけでなく、前方から近づいたときも、徐行しなければ なりません

通学通園バスは

I 右のような表示をしなければなりません (道路運送車両の保安基準 第18条第9項)



Ⅲ 乗降のため停止しているときは、ハザード (非常点滅表示灯)をつけなければなりません (道路交通法施行令 第26条の3)



出張ペーパードライバー講習については

神戸ドライバーズサポート



で、ご確認ください

https://www.kobe-drivers-support.com/

